

いじめ防止等のための基本的な方針

神戸市立西落合小学校

はじめに

「いじめの基本認識」に基づき、本校では、『豊かな心と確かな力を持ち、たくましく生きる子』を育成するため、いじめのない学校を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定した。

1. 基本的な姿勢

本校は、児童・教職員の人権感覚の高揚、校内における温かな人間関係の構築、いじめ問題の早期発見・適切な指導・早期解決を目指し、保護者・地域そして関係機関と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けて、取組を進めていく。

また、神戸市のいじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめの態様

《分 類》

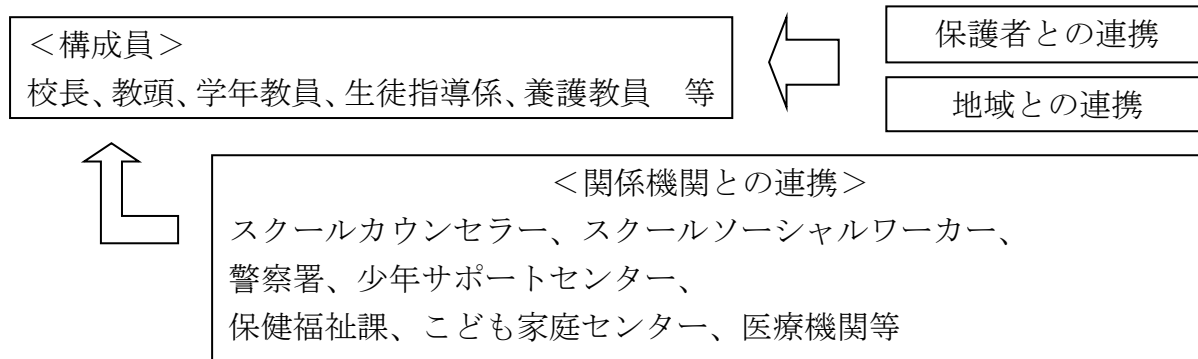
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4. いじめの基本認識

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は、間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。

- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5. 校内いじめ問題対策委員会の設置



「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取組を展開する。

- ① いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。
- ② いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに注意しながら、本校の教職員が共有する。
- ③ 直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施についても役割を担う。
- ④ 友達関係・集団づくり・社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、いじめをなくすための児童会の啓発活動、保護者や地域に対する啓発などを計画的に進める。

6. いじめの未然防止

いじめの防止は、“学級経営”や“集団づくり”と重なる部分が多く“絆づくり”が大切になる。そのためには、普段から児童の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、「自尊感情」を高め、「自己肯定感」の高揚や「居場所づくり」も重要になってくる。

- ① すべての教育活動において、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も大切にできる心」を育む教育を推進する。
- ② 「命の大切さを実感させる体験活動」「一人一人がかけがえのない存在であることが分かる活動」等を通して、人間関係力・コミュニケーション力を育てる。

③ 「分かる授業」づくりを進め、達成感・成就感を味わわせ、児童が授業や行事に主体的に参加できる学校づくりに努める。

④ 決まりやルールを守ることの大切さを指導し、規範意識を身に付けさせ、自浄力のある集団を育成する。

⑤ 見て見ぬふりをすることは、いじめを助長していることにつながることやいじめを見たら、教職員に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

⑥ 神戸市いじめ防止未然防止学習を、各学年が每学期行い、児童一人一人が豊かな人間関係を築くとともに、豊かな心を育み、いじめを許さない土壌作りに取り組む。

7. いじめの早期発見

日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努め、児童の小さな変化を敏感に察知し、教職員のいじめを見逃さない認知能力を向上させていく。その上で、得た情報に関して、教職員間の情報の共有、連携した情報収集を進める必要がある。

① 教職員も人権感覚を磨き、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

② 児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意する。

③ 生活ノートや日記等のやり取りから生まれる信頼関係を大切にし、いじめのアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に向けて取り組む。

④ 気軽に相談できる雰囲気づくり、相談しやすい環境づくりを進めるために、養護教員やスクールカウンセラーとも連携し、児童の心のケアにあたる。

⑤ 教育相談指導室やこうべっ子悩み相談など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、関係機関との連携を図る。

8. いじめの早期対応

いじめが発見されたら第一に「被害者の保護」に努め、次に組織として、その対応にあたる必要がある。さらに、大人全員が「解決に取り組む」姿勢を示すことが大切である。

① 関係児童双方や周囲の児童、保護者からの訴えや状況、気持ちを共感的に聴き取り、教職員間で情報を共有し、組織的に対応する。

② いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り抜くとともに、学年・学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消をめざした取組を進める。

③ いじめた児童には、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる。

④ 児童や保護者には、適切な方法で今後の指導方針、相談体制を伝え、状況に応じて教育委員会、警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたる。

- ⑤ 一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に実施し、関係児童と保護者に対しての支援を行う。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ① インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握して、児童・保護者への啓発に努める。
- ② パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼する。
- ③ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては、警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

10. 保護者・地域との連携

- ① ふれあいのまちづくり協議会・青少年育成協議会等、保護者や地域と連携し、朝の挨拶運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を見守る。
- ② 学校運営協議会や地域の会合等で、学校のいじめ問題への取組について情報発信をし、理解と協力を得る。

11. 重大事態への対処

重大事態の報告と調査、結果の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ③ いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で説明する。

12. その他

- 学校評価については、年度ごとの取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- この基本方針は、本校の状況に応じて、校内いじめ問題対策委員会において見直しを進め、適宜改訂を行う。

※令和 7年4月 1日 見直し・点検